

論考

## 三国魏の征蜀將軍について

石井 仁

はじめに

中国官制史・軍制史上、將軍はもつともポピュラーな官職のひとつと言えよう。春秋戦国時代に現れ、清朝に至るまで置かれたが、將軍号（号は將軍を数える単位）が爆発的に増加するのは、『宋書』卷三十九・百官志上・將軍の条に、

凌江將軍、魏置。自凌江以下、宣威・明威・驥威・厲威・威厲・威寇・威虜・威戎・威武・武烈・武毅・武奮・綏遠・綏邊・綏戎・討寇・討虜・討難・討夷・蓋寇・蓋虜・蓋難・蓋逆・殄寇・殄虜・殄難・掃夷・掃寇・掃虜・掃難・掃逆・厲武・厲鋒・虎威・虎牙・廣野・横野・偏將軍・裨將軍、凡四十號。其威虜、漢光武以馮俊居之。虎牙、以蓋延居之、爲虎牙大將軍。横野、以耿純居之。蓋寇、漢建安中、滿寵居之。虎威、于禁居之。其餘或是後漢及魏所置、今則或置或不。自左・右・前・後將軍以下至此四十號、唯四中郎將各一人、餘皆無定員。

とあるように、後漢から三国にかけての時期である。將軍に冠される形容詞を名号というが、上記史料からも窺われるように、名号のほとんどは実際の任務を示すものではなく、おもに武威・武勇を顕彰する美称にすぎない。これらは、前漢以来、輔政の宰相が任命された「比公」の將軍―大將軍・驃騎將軍・車騎將軍・衛將軍、および九卿に比

せられる左・右・前・後將軍（あわせて四將軍という）と区別され、雜号將軍と総称される。

ただし、雜号將軍の中には一定の機能・役割を付与され、特別の地位を獲得したものもある。同上に、

魚豢曰、「四征、魏武帝置、秩二千石。黄初中、位次三公、漢舊諸征與偏裨雜號同。」

とあるように、いわゆる都督制度と結合した四征將軍（征東・征西・征南・征北將軍）、および四鎮將軍（鎮東・鎮西・鎮南・鎮北將軍）、四安將軍（安東・安西・安南・安北將軍）、四平將軍（平東・平西・平南・平北將軍）などが、それである。なお、以上の十六号を「四征將軍」と総称することもある。

ところが、三国魏には、四征將軍とは別に、たとえば、『魏志』卷二十二・衛臻伝（以下、史料①と称する）に、

明帝即位、進封康鄉侯。後轉爲右僕射、典選舉如前、加侍中。諸葛亮寇天水、臻奏、「宜遣奇兵入散關、絕其糧道。」乃以臻爲征蜀將軍、假節、督諸軍事、到長安、亮退。還、復職、加光祿大夫。

とあるように、文字どおり、「蜀を征する」という意味の名号を冠した、「征蜀將軍」という將軍が設置されていた。蜀はもろろん、蜀と同盟関係にあった呉にも、絶対にはりえない將軍号である。かかる名

号の特殊性もさることながら、「仮節、督諸軍事」などのチームからも窺われるように、いわゆる都督制度と密接に関わる官職だったことが予想される。

本論は、魏の征蜀將軍に焦点を当てながら、その將軍号の発達史における位置づけ、および都督制度との関係について考察するものである。なお、引用史料のうち、『三国志』魏書、同上・蜀書、同上・呉書は、それぞれ、『魏志』、『蜀志』、『呉志』と表記することを、あらかじめお断りしておく。

### 第一節 征蜀將軍の事例

前掲史料①『魏志』衛臻伝を含め、征蜀將軍の任命は、管見の限り、可能性のある史料⑤を加えても、次のように、わずか五例にすぎない。

#### ②『晋書』卷二・文帝紀

轉散騎常侍。大將軍曹爽之伐蜀也、以帝（『司馬昭』）爲征蜀將軍、副夏侯玄出駱谷。

#### ③『魏志』卷二十三・趙儼伝

入爲大司農。齊王即位、以儼監雍涼諸軍事、假節、轉征蜀將軍。又遷征西將軍・都督雍涼。正始四年、老疾求還、徵爲驃騎將軍、遷司空。

#### ④『晋書』卷三十五・陳騫伝

遷尚書、封安國亭侯。蜀賊寇隴右、以尚書持節行征蜀將軍、破賊而還。會諸葛誕之亂、復以尚書行安東將軍。壽春平、拜使持節・都督淮北諸軍事・安東將軍、進爵廣陵侯。

#### ⑤『太平御覽』卷九十五・皇王部二十・西晋宣帝に引く『晋書』

（青龍）二年、（諸葛）亮又帥衆十餘萬出斜谷、壘于郿之渭水南原。天子憂之、遣征蜀將軍秦朗督步騎二萬、受帝（『司馬懿』）節度。

以下、それぞれの任官をめぐる政治情勢を確認しておく。

まず、史料①に見える諸葛亮（二八一～二三四）の天水侵攻、および撤退は、『魏志』卷三・明帝紀・太和五年（二三二）の条の、

三月、大司馬曹眞薨。諸葛亮寇天水、詔大將軍司馬宣王（『司馬懿』）拒之。……秋七月丙子、以亮退走、封爵增位各有差。

という記事に対応するものと考えられる。『晋書』卷一・宣帝紀に、

明年、諸葛亮寇天水、圍將軍賈嗣・魏平於祁山。……乃使帝（『司馬懿』）西屯長安、都督雍梁（『雍涼の誤り』）二州諸軍事、統車騎將軍張郃・後將軍費曜・征蜀護軍戴凌・雍州刺史郭淮等討亮。

とあるように、魏は大將軍の司馬懿（二七九～二五一）を雍涼二州都督に任命し、車騎將軍の張郃（？～二三二）、後將軍の費曜、征蜀護軍の戴凌、雍州刺史の郭淮（？～二五五）らとともに、防衛に当たらせる。このとき、尚書右僕射の衛臻（？～二四八頃）は、蜀軍の補給路を断つことを進言し、長安に派遣される。その際、任ぜられたのが「征蜀將軍」である。

史料②は、『魏志』卷四・齊王紀・正始五年（二四四）の条に、

春二月、詔大將軍曹爽率衆征蜀。……（五月）丙午、大將軍曹爽引軍還。

とあり、また、同上卷九・曹爽伝に、

正始五年、爽乃西至長安、大發卒六七萬人、從駱谷入。とあるように、大將軍の曹爽（曹眞の子、？～二四九）が蜀を平定しようとして失敗した、いわゆる駱谷の役の際のことである。同上卷

九・夏侯玄伝に、

頃之、爲征西將軍、假節、都督雍涼州諸軍事。與曹爽共興駱谷之役。

とあり、同上卷二十六・郭淮伝に、

轉拜前將軍、領（雍）州如故。五年、夏侯玄伐蜀、淮督諸軍、爲前鋒。

とあるように、前線の指揮をとったのは、雍涼二州都督の夏侯玄（夏侯尚の子、二〇九〜二五四）であったが、このとき、散騎常侍の司馬昭（司馬懿の子、二一一〜二六五）は「征蜀將軍」に任命され、夏侯玄の「副」將になったのである。

史料③は、景初三年（二三八）、趙儼（一七一〜二四三）が監雍涼二州諸軍事に任ぜられた際のことである。なお、詳しい経緯については、後述する。

史料④に記される「蜀賊」の隴右侵攻とは、その直後に諸葛誕の反乱（二五七〜二五八年）が起きていることから、『魏志』卷四・高貴郷公紀・正元二年（二五五）の条に、

八月辛亥、蜀大將軍姜維寇狄道。雍州刺史王經與戰洮西、經大敗、還保狄道城。辛未、以長水校尉鄧艾行安西將軍、與征西將軍陳泰并力拒維。戊辰、復遣太尉司馬孚爲後繼。……（九月）甲辰、姜維退還。

とあり、同上・甘露元年（二五六）七月癸未の条に、

安西將軍鄧艾大破蜀大將姜維於上邽。  
とあるように、正元二年から翌年の甘露元年にかけておこなわれた、姜維（二〇二〜二六四）の北伐をさすと思われる。同上卷二十二・陳泰伝に、

（郭）淮薨（二五五年）、泰代爲征西將軍、假節、都督雍涼諸軍

事。

とあるように、当時の雍涼二州都督は陳泰（？〜二六〇）であったが、雍州刺史の王經（？〜二六〇）が大敗して狄道に包囲されると、同上卷二十八・鄧艾伝に、

其年（二五五年）、徵拜長水校尉、以破（文）欽等功、進封方城鄉侯。行安西將軍、解雍州刺史王經圍於狄道、姜維退駐鍾提、乃以艾爲安西將軍、假節、領護東羌校尉。……頃之、維果向祁山、……維與艾爭險、不克、其夜、渡渭東行、緣山趣上邽、艾與戰於段谷、大破之。

とあるように、長水校尉の鄧艾（？〜二六四）が安西將軍を兼務して来援し、翌年、姜維を破る。また、『晋書』卷三十七・宗室・安平王司馬孚伝に、

代王淩爲太尉（二五一年）。及蜀將姜維寇隴右、雍州刺史王經戰敗、遣孚西鎮關中、統諸軍事。征西將軍陳泰與安西將軍鄧艾進擊維、維退、孚還京師、轉太傅。

とあるように、太尉の司馬孚（司馬懿の弟、一八〇〜二七二）が「後繼」として派遣され、長安に駐屯している。尚書の陳騫（二一二〜二九二）が「征蜀將軍」を兼務したのは、鄧艾、および司馬孚の関中・隴西派遣と同時期のことと推測される。

史料⑤は、青龍二年（二三四）、いわゆる五丈原の戦いの際、「征蜀將軍」の秦朗が洛陽から援軍に派遣されたというものである。現行『晋書』宣帝紀は「征蜀護軍」に作るが、後述するように、当該官は関中・隴西方面に常駐していたとみられるから、『魏志』明帝紀・青龍元年の条注引『魏略』に、

朗游遨諸侯間、歷武・文之世而無尤也。及明帝即位、授以内官、爲驍騎將軍・給事中、每車駕出入、朗常隨從。

とあるように、明帝の寵臣、かつ親衛隊長を務めていた秦朗（曹操の側室となった杜夫人の連れ子）が任官したのは、「征蜀將軍」の方がふさわしいように思われる。

以上のように、史料は零細ながらも、征蜀將軍が任命・派遣される際の原則のようなものを看取することができる。第一に、「征蜀」という名号が示すとおり、派遣先は蜀の攻勢にさらされた関中・隴西方面に限られること。第二に、衛臻・陳騫らの事例に端的に示されるように、任命の対象は尚書僕射・尚書などの大臣を含む、中央の高官だったこと。第三に、「本官を以て行事」の形式による兼官⑧だったらしいこと。第四に、天子から全権を委任された「持節」の官であったことである。すなわち、蜀軍の侵攻などによって関隴方面の軍事的緊張が高まったときに、中央から派遣される臨時の官、ひとまず、このように、まとめることができよう。なお、征蜀將軍と都督制度との関係については、後述することとする。

次節では、すこし視点をかえて、將軍号の変遷から、征蜀將軍の登場の背景をさぐってみよう。

## 第二節 征蜀將軍の系譜

將軍号の發達史に照らせば、征蜀將軍のような、敵対勢力もしくは対立政権の固有名詞を含む雑号將軍は、いかなる位置にあるのだろうか。すでに紹介したように、大將軍以下の比公の將軍、卿に比せられる左右前後の四將軍を除き、その他を一括して、雑号將軍という。雑号將軍の名号は、第一に任務や統率する兵種を示すもの、第二に攻撃目標や作戦の目的を示すもの、第三に抽象的な美名を付けたもの、以上の三グループに大別される。⑨

將軍号の増設と実質的な常設が始まるのは、対匈奴戦争を遂行した前漢武帝（在位紀元前一四一〜紀元前八七）の時代であるが、最初に出現するのが、第一のグループである。たとえば、『漢書』卷六・武帝紀・元光二年（紀元前一三三）六月の条に、

御史大夫韓安國爲護軍將軍、衛尉李廣爲驍騎將軍、太僕公孫賀爲輕車將軍、大行王恢爲將屯將軍、太中大夫李息爲材官將軍、將三  
十萬衆屯馬邑谷中、誘致單于、欲襲擊之。

とあるように、匈奴との全面戦争のきっかけとなる軍臣単于襲撃未遂事件―馬邑の変では五人の將軍が派遣されているが、「護軍」は全軍の監察を担当する総司令官の職、「驍騎」「輕車」は騎兵、「將屯」「材官」は歩兵を統率する將軍だったと思われる。

比公將軍や四將軍も、本来はこのグループに含まれ、護軍將軍や驍騎將軍、游擊將軍などのように、三国時代以降、皇帝の親衛隊―中軍の指揮官の職として用いられたものも多い。⑩

第二のグループも、第一のグループと同時期に現れるが、その設置はほぼ前漢時代に限られている。たとえば、同上・太初元年（紀元前一〇四）五月の条に、

遣因杆將軍公孫敖築塞外受降城。

とあるように、公孫敖（？〜前九六）は「因杆將軍」に任ぜられているが、「因杆」というのは、同上・顔師古注に、  
服虔曰、「匈奴地名、因所征以名將軍也。」

とあるように、攻撃目標であった漠北の地名である。このほか、「浮沮將軍」（浮沮はオアシス名、同上・元鼎六年秋の条）、「匈奴將軍」（匈奴は河川名、同上）、「貳師將軍」（貳師は大宛国の都城名、汗血馬を求めて西域に遠征した李廣利が拜命、同上・太初元年八月の条）、「浚稽將軍」（浚稽は山岳名、同上・太初二年秋の条）、「祁連將軍」

(祁連は山岳名、同上卷八・宣帝紀・本始二年秋の条)、「蒲類將軍」(蒲類は沼沢名、同上)などが見られるが、いずれも内陸アジアの地名を冠したものである。

第三のグループは、第二グループの名号を洗練させたものと、特定の軍事行動とはまったく無関係な美名・雅名を冠したものに大別される。このうち、前者については、たとえば、同上卷七・昭帝紀・元鳳三年(紀元前七八)冬の条に、

遼東烏桓反、以中郎將范明友爲度遼將軍、將北邊七郡二千騎擊之。

とあるように、烏桓討伐に派遣された范明友(霍光の娘婿、?前六六)は「度遼將軍」に任ぜられているが、同上・顔師古注に、

應劭曰、「當度遼水往擊之、故以度遼爲官號。」

とあるように、遼水を渡り、烏桓を撃つという意味の名号であることがわかる。中国西部に居住する羌族の反乱鎮圧に活躍した段熲(一七九)が「破羌將軍」に任ぜられた(『後漢書』列伝五十五・本伝)のも、典型的な事例である。

また、『漢書』卷九十九中・王莽伝中・始建国二年(紀元後一〇)の条に、

遣五威將軍苗詵・虎賁將軍王況出五原、厭難將軍陳欽・震狄將軍王巡出雲中、振武將軍王嘉・平狄將軍王萌出代郡、相威將軍李歆・鎮遠將軍李翁出西河、誅貉將軍陽俊・討穢將軍嚴尤出漁陽、奮武將軍王駿・定胡將軍王晏出張掖。

とあるように、即位直後の王莽(在位九一三三)は、十二人の將軍をモンゴル高原に派遣する。このうち、北方遊牧民の蔑称を含む「震狄」「平狄」「誅貉」「討穢」「定胡」などの名号は、明らかに北アジアの制圧を意図したものである。

統一後、最初の内戦を経験した両漢交替期は、將軍号増設のひとつのピークを示している。上記史料にみられるように、王莽が將軍号の新設に熱心だったこと、かつ新に対する反乱勢力も將軍を自称したり、配下に授けたりと、さかんに將軍号を利用したからである。ことに反乱軍は漢の復興と擁護を旗印にかかげたため、同上卷九十九下・王莽伝下・地皇四年(二三)の条に、

析人鄧曄・于匡起兵南鄉百餘人。……曄自稱輔漢左將軍、匡(輔漢)右將軍。

とあり、あるいは『後漢書』列伝二・劉永伝に、

是時、東海人董憲起兵據其郡、而張歩亦定齊地。永遣使拜憲翼漢大將軍、歩輔漢大將軍、與共連兵、遂專據東方。

とあるように、漢朝を助けるという意味の「輔漢」「翼漢」などの名号を使用するものも多かった。国号・王朝名を付けた將軍号の始まりである。

さらに、同上列伝四・宗室四王三侯・泗水王劉歆伝に、

歆從父弟茂、……亦聚衆京・密間、稱厭新將軍、攻下潁川・汝南衆十餘萬人。光武既至河内、茂率衆降、封爲中山王。

とあるように、宗室の劉茂(五?)は「厭新將軍」と称して挙兵した。同上本紀一・光武帝紀上・建武元年七月壬午の条・李賢注に、

王莽號新室、言欲厭勝之。

とあるように、厭は厭勝、すなわち巫術によつて敵を打ち負かすことを意味するから、「厭新」は王莽の破滅を祈願した名号ということになる。征蜀將軍のルーツとみることができよう。

光武帝の統一後、大部分の將軍は姿を消すが、後漢末の内戦期に入ると、再び増加の一途をたどることになるのは、前述のとおりである。厭新將軍を継承するものとしては、同上列伝六十四上・袁紹伝に、

聞魏郡兵反、與黑山賊于毒等數萬人共覆鄴城、殺郡守。坐中客家在鄴者、皆憂怖失色、……紹容貌自若、不改常度。賊有陶升者、自號平漢將軍、獨反諸賊、……具車重、載紹家及諸衣冠在州內者、身自扞衛、送到斥丘。紹還、因屯斥丘、以升爲建義中郎將。〔一九二年〕。

とあるように、黒山の將帥、陶升が稱した「平漢將軍」がある。「漢を平らげる」という名号には、漢王朝を否定し、新たな社会を建設しようとするメッセージが込められている。

三国魏には、征蜀將軍のほか、『魏志』卷九・曹休伝に、子肇嗣。……初、文帝分休戸三百封肇弟纂爲列侯。後爲殄呉將軍、

慕、追贈前將軍。とあるように、「殄呉將軍」も確認されるが（殄は滅ぼすの意味）、これについては後述する。

これに対して、蜀には「輔漢將軍」（『蜀志』卷十・李嚴伝、同上卷十一・張裔伝、同上卷十四・姜維伝など）、「安漢將軍」（同上卷八・麋竺伝、同上卷十三・李恢伝、同上卷十三・王平伝など）があるが、魏を討滅するという意味の名号をもつ將軍は、管見の限り、確認できない。

いっぽう、呉には、『呉志』卷五・妃嬪・呉主權徐夫人伝に、兄矯嗣父現侯。……無子。弟祚襲封、亦以戰功至蕪湖督・平魏將軍。

とあり、同上卷十一・朱然伝附朱績伝に、然卒（二四九年）、績襲業、拜平魏將軍・樂郷督。……建興元年（二五二年）、遷鎮東將軍。……太平二年（二五七年）、拜驃騎將軍。

とあり、同上卷十一・呂範伝附呂據伝に、

拜偏將軍。入補馬閑右部督、遷越騎校尉。太元元年（二五一年）、……拜盪魏將軍。（孫）權寢疾、以據爲太子右部督。太子即位（二五二年）、拜右將軍。……明年、孫峻殺諸葛恪、遷據爲驃騎將軍、平西宮事。

とあり、同上卷十六・陸凱伝に、五鳳二年（二五五年）、……拜巴丘督・偏將軍、封都郷侯、轉爲武昌右部督。與諸將共赴壽春、還、累遷盪魏・綏遠將軍。孫休即位（二五八年）、拜征北將軍、假節、領豫州牧。孫皓立（二六四年）、遷鎮西大將軍、都督巴丘、領荊州牧、進封嘉興侯。

永安六年（二六三年）、蜀并于魏。……乃以牧爲平魏將軍、領武陵太守、往之郡。……遷公安督・揚武將軍、……復以前將軍假節、領武陵太守。

とあるように、「平魏將軍」、および「盪魏將軍」が確認される。ただし、その位は軽く、おもに都督や郡太守などの地方官に授けられているが、呂據（？〜二五六）のように、中央官にも与えられており、特定の任務との関連性もあまり認められない。なお、元老の張昭（一五六〜二三六）は「輔呉將軍」に任命されている（同上卷七・張昭伝）。

さらに、『資治通鑑』卷八十七・晋紀九・懷帝永嘉三年（三〇九）三月の条に、

左積弩將軍朱誕奔漢。……（劉）淵以誕爲前鋒都督、以滅晉大將軍劉景爲大都督、將兵攻襄陽、克之。とあり、同上・永嘉三年十月戊寅の条に、（劉）聰親祈嵩山、留平晉將軍安陽哀王（劉）厲、冠軍將軍呼延朗督攝留軍。

とあり、同上卷八十八・晋紀十・愍帝建興元年（三一三）七月の条に、漢主（劉）聰遣大將軍（劉）粲等拒（劉）琨、驃騎將軍（劉）易等拒（拓跋）普根、蕩晉將軍蘭陽等助守西平。

とあるように、五胡十六国の漢（匈奴劉氏）は、西晋との戦いのさなか、「滅晋將軍」「平晋將軍」「蓋晋將軍」など、晋を討ち滅ぼすという意味の名号をもつ將軍を設置している。このほか、『晋書』卷百二・劉聰載記上に、

於是大定百官、……置輔漢・都護・中軍・上軍・輔軍（↓撫軍の誤りか）・鎮衛・（鎮）京・前・後・左・右・下軍・輔國・冠軍・龍驤・武牙（↓虎牙）大將軍、營各配兵二千、皆以諸子爲之。とあるように、「輔漢將軍」も置かれ、石勒（二七四〜三三三）らの任官が確認できる（同上卷百四・石勒載記上）。

このように、国号・王朝名を含む將軍号は、後漢初期、および三国・西晋時代に集中的に現れ、東晋以後、絶えて見えなくなる。その理由は不明というほかないが、敵対勢力を殲滅するという意味の露骨な名号が、おもに士大夫層から、敬遠されたためなのかもしれない。ともあれ、征蜀將軍がきわめて特異な將軍のグループに属することは明白である。かかる名号の採用は、魏が蜀の攻勢に悩まされていたことを如実に示している。しかも、蜀の正式な国号が「漢」であったことを考え合わせれば、その正統性を否定しつつ、「蜀賊」として征伐する、すなわち魏の軍事行動を正当化するという、一石二鳥の効果を期待した名号でもあった。

### 第三節 魏晋の都督制度と征蜀將軍

周知のように、魏王朝は、建国直後、「使持節・都督某州諸軍事」、

略して都督の制度を整え、地方の行政と軍事を掌握させた。<sup>(117)</sup>はじめ、①都督河北諸軍事・征北將軍（もしくは鎮北將軍、以下も同じ）、②都督揚州諸軍事・征東將軍、③都督荊州諸軍事・征南將軍、④都督雍涼二州諸軍事・征西將軍が設置され、とくに②④は呉・蜀との攻防に重要な役割をはたした。すでに検討を加えたように、このうち、征蜀將軍が密接に関わったのが、④雍涼二州都督である。

雍涼二州都督府（↓征西府）は、関中・隴西支配の要となつた機関であるが、その起源は、『魏志』卷九・夏侯淵伝に、  
又行征西護軍、督徐晃擊太原賊（二二一年）。……從征韓遂等、……（建安）十七年（二二二年）、太祖乃還鄴、以淵行護軍將軍、督朱靈・路招等屯長安。……乃假淵節。……會（張）魯降、漢中平（二二五年）、以淵行都護將軍、督張郃・徐晃等平巴郡。太祖還鄴、留淵守漢中、即拜淵征西將軍。

とあるように、関中平定後、「護軍將軍」の夏侯淵（？〜二一九）が、長安に駐留したことにさかのぼる。夏侯淵が漢中に進駐すると、同上・趙儼伝に、

入爲司空掾属・主簿。時于禁屯潁陰、樂進屯陽翟、張遼屯長社、諸將任氣、多共不協。使儼并參三軍、每事訓諭、遂相親睦。太祖征荊州（二〇八年）、以儼領章陵太守、徙都督護軍、護于禁・張遼・張郃・朱靈・李典・路招・馮楷七軍。復爲丞相主簿、遷扶風太守。太祖徙出故韓遂・馬超等兵五千餘人、使平難將軍殷署等督領、以儼爲關中護軍、盡統諸軍。羌虜數來寇害、儼率署等追到新平、大破之。屯田客呂並自稱將軍、聚黨據陳倉、儼復率署等攻之、賊即破滅。

とあるように、趙儼が「関中護軍」に転じ、「諸軍を尽統」した。<sup>(118)</sup>護軍という官職の本質は、部隊の統率や戦闘の指揮ではなく、諸將の監

督、すなわち監軍だったと考えられる。趙儼も、もちろん実戦を指揮しているが、かつて于禁らを「事ごとくに訓諭し、遂に相和睦」せしめたとあるように、基本的な任務は諸將の行動を監視することにあつたと見えよう。

漢中が劉備の手に落ちると（二一九年）、曹操はその駐留軍を救出して長安に撤退するが、同上卷二十三・杜襲伝に、  
後襲領丞相長史、隨太祖到漢中、討張魯。太祖還、拜襲駙馬都尉、留督漢中軍事。……夏侯淵爲劉備所沒、……太祖東還、當選留府長史、鎮守長安、……遂以襲爲留府長史、駐關中。  
とあるように、杜襲（？～二三四頃）が「丞相留府長史」に遷り、長安に駐屯した。さらに、同上卷九・曹真伝に、

以偏將軍將兵擊劉備別將於下辯、破之、拜中堅將軍。從至長安、領中領軍。是時、夏侯淵沒於陽平、太祖憂之、以眞爲征蜀護軍、督徐晃等破劉備別將高詳於陽平。太祖自至漢中、拔出諸軍、使眞至武都迎曹洪等、還屯陳倉。文帝即王位（二二〇年）、以眞爲鎮西將軍、假節、都督雍涼州諸軍事、録前後功、進封東鄉侯。

とあるように、曹眞（？～二三一）が「征蜀護軍」に任命され、曹洪の軍が武都から撤退するのを支援した後、陳倉（右扶風）に駐屯する。「征蜀」の名号は、ここから始まる。曹丕が魏王の位を継ぐと、曹眞は雍涼二州都督に昇格しているから、曹操死後、丞相留府は廃止され、征蜀護軍に併合されたものと思われる。こうして生まれたのが、雍涼二州都督府である。

ただし、征蜀護軍の官自体は、その後も存続し、同上・夏侯淵伝注引『魏略』に、  
（夏侯）霸、字仲權。……黄初中（二二〇～二二六年）、爲偏將軍。……後爲右將軍、屯隴西。……至正始中（二三四〇～二四九

年）、代夏侯儒爲征蜀護軍、統屬征西。

とあり、前掲『晋書』宣帝紀に、

明年（二三一年）、諸葛亮寇天水、……乃使帝西屯長安、都督雍梁二州諸軍事、統軍騎將軍張郃・後將軍費曜・征蜀護軍戴凌・雍州刺史郭淮等討亮。

とあるように、夏侯儒（夏侯尚の従弟）、戴凌、夏侯霸（夏侯淵の子）らの任官が確認できる。『魏志』卷十五・張既伝に、

文帝即王位、初置涼州、以安定太守雜岐爲刺史。……涼州盧水胡伊健妓妾・治元多等反、河西大擾。……乃召雜岐、以既代之。……遣護軍夏侯儒・將軍費曜等繼其後。……酒泉蘇衡反、與羌豪鄰戴及丁令胡萬餘騎攻邊縣。既與夏侯儒擊破之、衡及鄰戴等皆降。遂上疏請與儒治左城、築鄣塞、置烽候・邸閣以備胡。西羌恐、率衆二萬餘落降。

とあり、夏侯儒が涼州刺史の張既（？～二三三）とともに、涼州の動乱を鎮圧しているように、征蜀護軍は「征西（府）に統属」しつつ、おもに隴西・河西方面の軍事に関わっていたらしい。

そして、『晋書』卷二・文帝紀・景元四年（二六三）夏の条に、  
於是徵四方之兵十八萬、使鄧艾自狄道攻姜維於沓中、雍州刺史諸葛緒自祁山軍于武街、絶維歸路、鎮西將軍鍾會帥前將軍李輔・征蜀護軍胡烈等自駱谷襲漢中。

とあるように、征蜀護軍の胡烈（？～二七〇）が平蜀の役に従軍しているから、すくなくとも蜀が平定されるまで、常設の官職だったと思われる。

ところで、魏晋の都督制度で重要な位置を占めたのが、「軍師」、司馬師の諱を避けて「軍司」（軍司馬と誤記される場合が多い）とも表記される官職である。たとえば、『魏志』卷二十五・辛毗伝に、



文帝踐阼、遷侍中、賜爵關内侯。……上軍大將軍曹眞征朱然于江陵、毗行軍師。……明帝即位、……出爲衛尉。……青龍二年（二三四年）、諸葛亮率衆出渭南。先是、大將軍司馬宣王（||司馬懿）數請與亮戰、明帝終不聽。是歲恐不能禁、乃以毗爲大將軍軍師・使持節。六軍皆肅、準毗節度、莫敢犯違。亮卒、復還爲衛尉。とあり、『晋書』卷三十六・衛瓘伝に、  
 陳留王即位（二六〇年）、拜侍中。……數歲、轉廷尉卿。……鄧艾・鍾會之伐蜀也（二六三年）、瓘以本官持節監艾・會軍事、行鎮西軍司、給兵千人。……（鄧艾・鍾會の失脚後）除使持節・都督關中諸軍事・鎮西將軍。  
 とあり、同上卷三十四・杜預伝に、  
 復拜度支尚書。……時帝密有滅吳之計、而朝議多違、唯預・羊祜・張華與帝意合。祜病、舉預自代、因以本官假節行平南將軍。〔原文は「平東將軍」に作るが、『羊祜墓誌』によつて改める〕、領征南軍司。及祜卒、拜鎮南大將軍・都督荊州諸軍事、給追鋒車・第二駟馬（二七八年）。  
 とあり、また、同上卷三十四・羊祜伝に、  
 帝將有滅吳之志、以祜爲都督荊州諸軍事、假節、散騎常侍・衛將軍如故（二六九年）。……嘗欲夜出、軍司徐胤執檠當營門曰、「將軍都督萬里、安可輕脫。將軍之安危、亦國家之安危也。胤今日若死、此門乃開耳。」祜改容謝之。  
 とあるように、軍師（軍司）は、第一に九卿や尚書、侍中などの大臣が臨時に兼務し（「本官を以て行事」）、第二に「監軍」として都督以下（の諸將を統御する、第三に持節の官であつた。さらに、第四に四征將軍などの將軍を兼ねる場合もあり、第五に都督の後任予定者が就任する官職の性格も帯びていた。<sup>110</sup>）

以上のように、軍師（軍司）が任命・設置される条件は、第一節で整理・検討した征蜀將軍のそれと非常によく似ている。ここで注目したいのは、史料③『魏志』趙儼伝の記事である。

文帝即王位、爲侍中。……孫權寇邊（二二二年）、征東大將軍曹休統五州軍禦之、徵儼爲軍師。……轉爲度支中郎將、遷尚書。從征吳（二二五年）、到廣陵、復留爲征東軍師。明帝即位（二二六年）、……監荊州諸軍事、假節。會疾、不行、復爲尚書、出監豫州諸軍事、轉大司馬軍師、入爲大司農。齊王即位（二三九年）、以儼監雍涼諸軍事、假節、轉征蜀將軍。又遷征西將軍、都督雍涼。正始四年（二四三年）、老疾求還、徵爲驃騎將軍。

趙儼は、曹操の時代から、派遣軍の參軍や護軍などを歴任しているが、魏王朝成立後も、中央と地方を往復し、断続的に都督府の軍師（軍司）・監軍を担当している。

ところで、太和五年（二三二）以降、雍涼二州都督の任にあつたのは司馬懿であるが、同上・明帝紀・景初二年（二三七）の条に、

春正月、詔太尉司馬宣王（||司馬懿）帥衆討遼東。……（八月）丙寅、司馬宣王圍公孫淵於襄平、大破之、傳淵首于京師、海東諸郡平。

とあるように、遼東に遠征して公孫氏を滅ぼし、同上・景初三年正月丁亥の条に、

太尉宣王還至河内、帝驛馬召到、引入臥内、執其手謂曰、……

とあるように、帰還の途次、洛陽に召還され、臨終の明帝（在位二二六〜二三九）から、幼い齊王曹芳（在位二三九〜二五四）の補佐を託されている。したがつて、司馬懿が遼東討伐に出陣した景初二年正月以降、雍涼二州都督府には府主が不在だったことになる。

前述のように、軍師（軍司）は監軍の職であり、かつ次期都督予定

者が任官する官職としても用いられた。したがって、趙儼が征蜀將軍・監雍涼諸軍事として関中に派遣されたのは、正確に言えば、司馬懿の遼東遠征にあわせた措置であり、とすれば、その太尉軍師を兼任していたとしても、なんら不思議ではない。

軍師（軍司）の將軍兼任については、前掲『晋書』杜預伝に、  
以本官（尚書）假節行平南將軍、領征南軍司。

とあるのが、管見の限り、魏晋における唯一の事例である。<sup>(三三)</sup>ただし、前掲『晋書』衛瓘伝に、

以本官（廷尉卿）持節監艾・會軍事、行鎮西軍司、給兵千人。

とあるように、平蜀の役に従軍した衛瓘は「兵千人」を統率していたとされるから、將軍号（征蜀將軍も十分に候補となり得る）を帯びていたことはまちがいない（本伝に記載がないのは、単に省略されたためであろう）。軍師（軍司）の將軍兼任は、それほど変則的なことではなかったのだろう。征蜀將軍の任官者も、すべてがそうであったとは言いきれないが、雍涼二州都督府の軍師（軍司）を兼ねていた可能性が高いように思われる。<sup>(三四)</sup>

ともあれ、諸葛亮の北伐や曹爽の駱谷の役など、関隴方面の軍事的緊張が高まった（もしくは、かかる事態にもなつて当該方面の兵力が増強された）ときに、中央から派遣される監軍（多くの場合、九卿や尚書などの大臣）が任官する將軍号、それが征蜀將軍の基本的な性格だったと考えられる。当然、名号を共有する征蜀護軍とは、パラレルな関係にあり、征蜀護軍が平時の監軍だとすれば、征蜀將軍は非常時のそれと言うこともできよう。<sup>(三五)</sup>

なお、前節で紹介したように、魏には「殄呉將軍」という將軍もあつた。『魏志』卷十七・張遼伝に、

以遼爲盪寇將軍。……太祖既征孫權還（二一三年）、使遼與樂進

〔折衝將軍〕・李典〔破虜將軍〕等將七千餘人屯合肥。太祖征張魯（二一五年）、教與護軍薛悌、署函邊曰、「賊至乃發。」俄而權率十萬衆圍合肥、乃共發教、教曰、「若孫權至者、張・李將軍出戰、樂將軍守、護軍勿得與戰。」

とあるように、曹操の第一次濡須出兵後、張遼（一六八〜二二二頃）ら三將軍、および「護軍」の薛悌が合肥に駐屯した。揚州都督の前身となる部隊である。薛悌の立場は、さきに紹介した趙儼と酷似しており、その任務は、やはり、諸將の監督にあつたと思われる。<sup>(三五)</sup>

揚州・淮南方面にも護軍が常設されていたことは、同上卷二十七・胡質伝に、

州請爲治中。將軍張遼與其護軍武周有隙。遼見刺史温恢求請質、質辭以疾。……質曰、「……武伯南〔武周の字〕身爲雅士、往者將軍稱之不容於口、今以睚眦之恨、乃成嫌隙。況質才薄、豈能

終好。是以不願也。」遼感言、復與周平。

とあるように、張遼が「護軍」の武周を嫌悪し、就任を要請した胡質（？〜二五〇）にぎやくに説得されるというエピソードからも、窺うことができる。『晋書』卷四十一・王渾伝に、

遷安東將軍・都督揚州諸軍事、鎮壽春（二一七七年）。……及大舉伐呉（二一八〇年）、渾率師出橫江、遣參軍陳愼・都尉張喬攻尋陽

瀨鄉。……又遣殄呉護軍李純據高望城、討呉將俞恭、破之、多所斬獲。呉厲武將軍陳代・平虜將軍朱明懼而來降。呉丞相張悌・大

將軍孫震等率衆數萬指城陽、渾遣司馬孫疇・揚州刺史周浚擊破之。とあるように、平呉の役の際、揚州都督の指揮下にあつた「殄呉護

軍」という官職が確認される。<sup>(三六)</sup>おそらく、これが揚州・淮南の対呉戦線に常設されていた雑号護軍であり、征蜀護軍と同類の官職だったと推測される。<sup>(三七)</sup>

管見のかぎり、殄呉將軍の唯一の任官者である曹纂は、魏の初め、揚州都督として活躍した重臣、曹休（？～二二八）の子である（前掲『魏志』曹休伝）。曹纂の詳しい経歴は不明であるが、父が残したであろう様々なコネを背景に、揚州都督府に影響力を保持していた可能性は高い。殄呉將軍は、揚州・淮南方面の軍事的緊張が高まった際、征蜀將軍とおなじように、中央から派遣される監軍が任官した將軍号だったのではなからうか。

おわりに

以上、論じてきたように、きわめて特異な名号をもつ「征蜀將軍」は、雍涼二州都督に対する監軍として用意された將軍号だったと考えられる。都督に対する中央の統制力の強さを示す官職と言うことができよう。これまでの都督制研究では、当然のことながら、もつとも史料が多く、かつ基幹的な官職である「都督〇×諸軍事」が主たる分析対象とされてきた。しかし、「都督制度」は幾重にも指揮権・監察権が錯綜した制度である。なによりも、都督の専断を防ぐための様々な手段が講ぜられ、すくなくとも、魏晋期においては十分に機能した。軍師（軍司）や監軍・護軍なども、都督制度を構成する重要な官職だったのではないかと考えるゆえんである。

ところで、史料②『晋書』文帝紀は、略谷の役以後の司馬昭の動向を次のように記している。

遂還、拜議郎。……蜀將姜維之寇隴右也（二四九年）、征西將軍郭淮自長安距之、進帝位安西將軍、持節、屯關中、爲諸軍節度。……轉安東將軍、持節、鎮許昌。及大軍討王凌（二五一年）、帝督淮北諸軍事、帥師會于項、增邑三百戶、假金印紫綬。尋進號都

督、統征東將軍胡遵・鎮東將軍諸葛誕伐呉、戰于東關（二五二年）、一軍敗績、坐失侯。蜀將姜維又寇隴右（二五三年）、揚聲欲攻狄道。以帝行征西將軍、次長安。

正始の政変直後、司馬昭は「安西將軍」に任ぜられて関中に派遣される。ついで「安東將軍」に転じて、王凌の討伐に従軍し、呉に大敗した東関の戦いでは、征東將軍・都督青徐二州諸軍事の胡遵（？～二五六）、および鎮東將軍・都督揚州諸軍事の諸葛誕（？～二五八）を統率したという。この後、「征西將軍」として、ふたたび関中に赴き、凱旋後、齊王の廢位に参画する。

司馬昭は、広義の「四征將軍」を歴任しているが、どうやら、その任務は、いわゆる州都督ではないらしい。東関の戦いでは、ふつうに考えれば下位の安東將軍のまま、上位の征東將軍と鎮東將軍を指揮したことになるが、『魏志』齊王紀・嘉平四年（二五二）十二月の条注引『漢晋春秋』に、

時司馬文王（＝司馬昭）爲監軍、統諸軍。

とあるように、司馬昭は諸軍の「監軍」だったとみられる。

また、同上・嘉平六年（二五四）五月甲戌の条注引『魏書』には、郭太后（？～二六三）に齊王の廢位を求める百官の上奏文が載せられているが、これによれば、司馬昭の官位は、

行征西・安東將軍・新城侯臣昭

と記されており、「本官を以て行事」、つまり安東將軍を本官として、征西將軍を兼任していたことがわかる。非常に珍しい兼官の事例と言わざるを得ない。もちろん、かかる変則的な兼官は、当時の司馬昭が兄の司馬師（二〇八～二五五）に次ぐナンバーツー、しかも司馬師には男子がなかったから、事実上、後継者の地位にあつたことと無縁ではなからう。ただ、そのような特殊な状況を差し引いたとしても、

「四征將軍」が、単に都督の帯びる將軍号という以上の性格を、いまだ保持していたことを示唆している。

魏晉における「四征將軍」の性格と機能については、都督征討諸軍事（Ⅱ征討都督）の問題、あるいは、『宋書』百官志上・持節都督の条に、

晉世則都督諸軍爲上、監諸軍次之、督諸軍爲下。使持節爲上、持節次之、假節爲下。

とあるように、いわゆる都督の三等制、とくに「監軍」の成立過程の問題などとも関連させつつ、再検討する余地が残されているように思われる。

《注》

- (一) 漢六朝の將軍については、大庭脩「前漢の將軍」、『東洋史研究』二六―四、一九六八年、同氏著『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年所収、同上「漢代の節について―將軍假節の前提」、『関西大学東西学術研究所紀要』二、一九六九年、同上所収、同上「漢の中郎將・校尉と魏の率善中郎將・校尉」、『史泉』四二、一九七一年、同上所収、坂元義種『古代東アジアの日本と朝鮮』（吉川弘文館、一九七八年）、窪添慶文「北魏初期の將軍号」、『東洋文化』六〇、一九八〇年、同氏著『魏晉南北朝官僚制研究』汲古書院、二〇〇三年所収、廖伯源「試論西漢諸將軍之制度及其政治地位」、『徐復觀先生紀念論文集』一九八六年、同氏著『歷史与制度―漢代政治制度試釈』香港教育圖書公司・亞洲学術文庫、一九九七年所収、同上「東漢將軍制度之演變」、『中央研究院歷史語言研究所集刊』六〇―一、一九八九年、同上所収、高橋徹「南北朝の將軍号と唐代武散官」、『山形大学史学論集』一五、一九九五年、岡部毅「梁陳時代における將軍号の性格に関する一考察―唐代武散官との関連から」、『集刊東洋学』七九、一九九八年、佐藤直人「前漢後半期における前後左右

將軍について」、『名古屋大学東洋史研究報告』二五、二〇〇一年、および拙稿「四征將軍の成立をめぐる」、『古代文化』四五―一〇、一九九三年、同上「征夷大將軍と中国の將軍」、『秋田大学教育学部紀要（人文科学、社会科学）』五一、一九九七年）などを参照。

- (二) (一) 魏晉南北朝時代の四征將軍、ならびに都督制度については、呉廷燮『歷代方鎮年表』、嚴耕望『中国地方行政制度史』乙部上冊「魏晉南北朝地方政治制度」（中央研究院歷史語言研究所專刊四五A、一九六三年）、宮崎市定『九品官人法の研究』（東洋史研究会、一九五六年）第五章第五節「軍府僚屬殊に參軍の發達」、越智重明「晋代の都督」、『東方学』一五、一九五七年、同上「南朝の国家と社会」、『岩波講座世界歴史五―東アジア世界の形成Ⅱ』一九七〇年、同上「魏晉時代の四征將軍と都督」、『史淵』一一七、一九八〇年、小尾孟夫「曹魏における『四征』將軍」、『広島大学教育学部紀要』第二部二二六、一九七八年、同氏著『六朝都督制研究』汲水社、二〇〇一年所収、同上「晋代における將軍号と都督」、『東洋史研究』三七―三、一九七八年、同上所収、竹園卓夫「魏の都督」、『歴史』五一、一九七八年、および拙稿「曹魏の護軍について」、『東北大学日本文化研究所研究報告』二六、一九九〇年、同上「軍師考」、『東北大学日本文化研究所研究報告』二七、一九九一年、同上「漢末州牧考」、『秋大史学』三八、一九九二年、同上「都督考」、『東洋史研究』五一―三、一九九二年）、前掲同上「四征將軍の成立をめぐる」、同上「六朝都督制研究の現状と課題」、『駒沢史学』六四、二〇〇五年）、同上「吳・蜀の都督制度とその周辺」、『三国志研究』一、二〇〇六年）などを参照。
- (三) なお、洪飴孫『三国職官表』下には、
- 〔魏〕征蜀將軍、一人、第三品。
- とあり、任官者として、衛臻、趙儼、司馬昭、陳騫の四名をあげる。
- (四) 大庭脩「漢の官吏の兼任について」、『聖心女子大学論叢』九、一九五七年、前掲大庭書所収）を参照。
- (五) 前掲拙稿「四征將軍の成立をめぐる」、同上「征夷大將軍と中国の將軍」を参照。

(六) 魏普の中軍については、何茲全『魏普の中軍』(中央研究院歴史語言研究所集刊)一七、一九四八年)、越智重明『領軍將軍と護軍將軍』(『東洋学報』四四一、一九六一年)、張金龍『魏晋南北朝禁衛武官制度研究』(中華書局、二〇〇四年)などを参照。

(七) このほか、益州豪族の王岑は「定漢將軍」(『後漢書』列伝三・公孫述伝)、宗室の劉梁(順の叔父)は「就漢大將軍」(同上列伝四・宗室四王三侯・成武孝侯劉順伝)を自称している。また、馮衍は、并州鎮撫の任に当たっていた鮑永から、「立漢將軍」に任ぜられ(同上列伝十八上・本伝)、群雄の秦豊の相であつた趙京は、光武帝に帰順して「成漢將軍」を授けられ(同上列伝七・岑彭伝)、更始帝の「復漢將軍」であつた鄧曄(『漢書』王莽伝下の「析の人鄧曄」と同一人物か)も、降伏後、官爵を安堵され、各地を転戦している(『後漢書』本紀一上・光武帝紀上・建武二年正月壬午の条、同上列伝六・鄧禹伝、同上列伝七・馮異伝)。

(八) なお、『後漢書』列伝七十七・西羌伝に、  
(永初)五年(一一二年)、……其秋、漢陽人杜琦及弟季貞、同郡王信等與羌通謀、聚衆入上邽城、琦自稱安漢將軍。

とあるように、羌族の大反乱(一〇七〜一〇八年)の際、これに呼応した漢人の杜琦(？〜一一二)が「安漢將軍」を自称したとされるが、反体制派が「漢を安んじる」という名号を使用するのは、おかしい。『魏志』卷一・武帝紀・建安十九年(二二四)の条に、

初、隴西自建稱河首平漢王、聚衆枹罕、改元、置百官、三十餘年。

とあるように、後漢末、当該地域に独立政権を樹立した宋建は「河首の平漢王」と称している(河首は金城郡河關県以西の黄河上流地域をさす呼称)。とすれば、杜琦が自称した將軍も、本来は「平漢將軍」だった可能性が高く、後世の人による単純な誤記だとすれば、征・鎮・安・平の(広義の)「四征將軍」のイメージによる混同、もしくは蜀の安漢將軍(本文に紹介)に引きずられたことに起因するのかもしれない。漢王朝もしくは漢王朝の権威を憚るものによって、故意に書きかえがおこなわれた可能性も排除できない。

(九) なお、『晋書』卷四十三・王澄伝に、

惠帝末(王)衍白(東海王)越以澄爲荊州刺史、持節都督、領南蠻校尉。……初、澄命武陵諸郡討杜弼、天門太守扈瓌次于益陽。武陵内史武察爲其郡夷所害、瓌以孤軍引還。澄怒、以杜曾代瓌。夷袁遂、瓌故吏也、託爲瓌報仇、遂舉兵逐曾、自稱平晉將軍。澄使司馬毋丘邈討之、爲遂所敗。

とあるように、西晋末、湖北・湖南地方を席卷した杜弼の乱(三一〜三二五年)の際、蛮夷の袁遂が「平晉將軍」を自称している。

(一〇) 時代は降るが、北魏の員外散騎常侍であつた明亮は、「勇武將軍」(四品)の加官を強硬に拒み、「平遠將軍」(同上)を希望する。「勇武」の名号を非士大夫的(『濁』)だと嫌悪したからである(『魏書』卷八十八・良吏伝)。

(一一) 蜀の国号については、澤章敏『出師表』に見える『漢』の国号(『六浦論叢』二七、一九九〇年)を参照。

(一二) 『資治通鑑』は、趙儼の関中護軍就任を、卷六十七・漢紀五十九・獻帝建安二十年の条の末尾に記載する。

(一三) 前掲拙稿「曹魏の護軍について」を参照。

(一四) 『魏志』武帝紀・建安二十二年(二二七)の条に、

劉備遣張飛・馬超・吳蘭等屯下辯、遣曹洪拒之。

とあり、『蜀志』卷二・先主伝に、

二十三年、先主率諸將進兵漢中。分遣將軍吳蘭・雷銅等人武都。

とあるように、劉備はみずから漢中に出兵するとともに、張飛・馬超・吳蘭・雷銅らに武都を攻めさせる。これに対して、曹操は都護將軍の曹洪(？〜二三二)を派遣し、さらに、『魏志』曹休伝に、

劉備遣將吳蘭屯下辯、太祖遣曹洪征之、以休爲騎都尉、參洪軍事。太祖謂休曰、「汝雖參軍、其實帥也。」……太祖拔漢中諸軍、遷長安、拜休中領軍。とあり、また、同上・辛毗伝に、

表毗爲議郎。久之、太祖遣都護曹洪平下辯、使毗與曹休參之、……軍還、爲丞相長史。

とあるように、曹休と辛毗を參軍として同行させている。なお、同上卷二十

五・楊阜伝に、

太祖征漢中、以阜爲益州刺史。還、拜金城太守、未發、轉武都太守。……及劉備取漢中以逼下辯、太祖以武都孤遠、欲移之、……阜威信素著、前後徙民・氏、使居京兆・扶風・天水界者數萬戶、徙郡小槐里。

とあるように、武都太守の楊阜は住民を連れて関中に撤退している。

(二六) なお、『魏志』卷十七・張郃伝に、

以功遷平狄將軍。……從破马超・韓遂於渭南。……(張)魯降、太祖還、留郃與夏侯淵等守漢中、拒劉備。……拜盪寇將軍。……淵遂沒、郃還陽平。……淵司馬郭淮乃令衆曰、……遂推郃爲軍主。……太祖在長安、遣使假郃節。……太祖乃引出漢中諸軍、郃還屯陳倉。文帝即王位、以郃爲左將軍、進爵都鄉侯。及踐阼、進封鄉侯。

とあり、同上・郭淮伝に、

從征漢中。太祖還、留征西將軍夏侯淵拒劉備、以淮爲淵司馬。……淵遇害、軍中擾擾、淮收散卒、推盪寇將軍張郃爲軍主、諸營乃定。……太祖善之、假郃節、復以淮爲司馬。文帝即王位、賜爵關内侯、轉爲鎮西長史。

とあるように、夏侯淵の戦死後、漢中駐屯軍を統率した盪寇將軍の張郃、および司馬の郭淮らも、陳倉に駐屯した。

(二七) 本文で紹介したように、夏侯儒は、張既とともに涼州平定戦に活躍した後、

『魏志』張既伝注引『魏略』に、

儒、字俊林、夏侯尚從弟。初爲鄆陵侯(曹)彰驍騎司馬、(代?)宣王(司馬懿)爲征南將軍・都督荊豫州。正始二年(二四一年)、朱然圍樊城、城中守將乙修等求救甚急。儒進屯鄧寨、以兵少不敢進、但作鼓吹、設導從、去然六七里、鞞翔而還、使修等遙見之、數數如是。月餘、及太祖到、乃俱進、然等走。時謂儒爲怯、或以爲曉以少疑衆、得聲救之宜。儒猶以此召還、爲大僕。

とあるように、曹眞の死去をうけて、司馬懿が雍涼二州都督に転じた際(二二一年)、その後任として荊豫二州都督に遷つたらしい。また、正始二年には太僕として中央に召還されているから、本文に引用した『魏志』夏侯淵伝注引

『魏略』の、

至正始中、(夏侯)儒爲征蜀護軍。

という記述はやや正確さを欠き、夏侯儒がただちに夏侯儒の後任となったわけではなく、戴凌を含む、何人かの任官者をはさんでのことと思われる。なお、夏侯儒の経歴については、森本淳「曹氏政権の崩壊過程に関する一試論」軍事権との関係を中心に『アジア史研究』二五、二〇〇一年)も参照。

(二八) なお、『魏志』卷二・文帝紀・黃初二年(二二二)の条注引『魏書』に、

十一月辛未、鎮西將軍曹眞命衆將及州郡兵討破叛胡治元多・盧水封賞等、斬首五萬餘級、獲生口十萬、……河西遂平。

とあるように、盧水胡の反乱鎮圧は黃初二年のことであり、雍涼二州都督の曹眞の指揮のもとにおこなわれたことがわかる。

(二九) 戴凌は、『隸釈』卷十九所収『魏公卿上尊号奏』に

……屯騎校尉・都亭侯臣(郭)祖、長水校尉・關内侯臣(戴)凌、步兵校尉・關内侯臣(任)福、射聲校尉・關内侯臣(呉)質……

とあり、および、『魏志』文帝紀・黃初元年の条に、  
是歲、長水校尉戴凌諫不宜數行弋獵、帝大怒、陵減死罪一等。

とあるように、「戴凌」、あるいは「戴陵」とも表記され、本貫ならびに詳細な経歴は不明であるが、漢魏革命(二二〇年)の際、呉質(曹丕の四友のひとつ)らとともに五校に在任していること、および曹丕を諫めて不興を買ったといわれていることなどから、曹丕の近臣だったと推測される。

(三〇) なお、『魏志』郭淮伝に、

(正始)八年(二四七年)、隴西・南安・金城・西平諸羌賊何・燒戈・伐同・蛾遮塞等相結叛亂、攻圍城邑、南招蜀兵、涼州名胡治無戴復叛應之。討蜀護軍夏侯霸督諸軍屯爲翊。

とあり、あるいは、同上・陳泰伝に、

嘉平初、代郭淮爲雍州刺史、加奮威將軍。蜀大將軍姜維率衆依麴山築二城、使牙門將句安・李歆等守之(二四九年)。……淮從泰計、使泰率討蜀護軍徐質・南安太守鄧艾等進兵圍之、斷其運道及城外流水。

とあるように、征蜀護軍は「討蜀護軍」とも表記されている。

(三) 前掲拙稿「軍師考」、および拙稿(渡邊義浩氏との共著)「西晋墓誌二題」

『駒沢史学』六六、二〇〇六年)を参照。

(三) 軍師(軍司)の官は、『梁書』卷三十九・羊侃伝に、

中大通四年(五三二年)、詔爲使持節・都督瑕丘諸軍事・安北將軍・兖州刺史、隨太尉元法僧北討。……乃詔以爲大軍司(原文は大軍司馬に作るが、『通典』卷二十九・職官十一・監軍の条により改める。正確には「太尉軍司」とすべき)。高祖謂侃曰、「軍司(原文は軍司馬に作る)廢來已久、此段爲卿置之。」

とあり、梁代、安北將軍の羊侃(四九五〜五四八)が太尉軍司を兼任しているが、武帝が羊侃のために特設したと言っているように、南朝では廢止され、北朝にのみ繼承された。たとえば、『魏書』卷十一・出帝平陽王紀・太昌元年(五三二)七月庚戌の条に、

詔侍中・驃騎將軍・左光祿大夫高隆之爲使持節・驃騎大將軍・儀同三司・兼尚書左僕射・北道行臺、率步騎十萬趨太行、會齊獻武王(「高歡」。隆之解行臺、仍爲大丞相軍司。

とあり、驃騎大將軍の高隆之(四九四〜五五四)が、高歡の大丞相軍司を兼ねたように、將軍と軍師(軍司)の兼任は一般的に見られる。

(三) ただし、『魏志』杜襲伝に、

入爲尚書。明帝即位、進封平陽鄉侯。諸葛亮出秦川、大將軍曹眞督諸軍拒亮、徙襲爲大將軍軍師。……眞薨、司馬宣王(「司馬懿」)代之、襲復爲軍師、……以疾徵還、拜太中大夫。薨、追贈少府。

とあるように、曹眞の軍師であつた杜襲は、司馬懿の軍師にスライドしている。したがつて、この頃、征蜀將軍として関中に派遣された衛臻(史料①)が、雍涼二州都督府の軍師でなかつたことは明らかである。

(四) 本文でも述べたように、征蜀將軍は、東晋以後、見られなくなるが、『晋書』卷十・安帝紀・義熙三年(四〇七)八月の条に、  
遣冠軍將軍劉敬宣持節監征蜀諸軍事。

とあり、東晋末、劉敬宣(二七一〜四一五)が益州に拠る譙縱討伐を命ぜられ、「監征蜀諸軍事」を兼ねたように、いわゆる征討都督の号として用いられたことがある。

(三) 『魏志』卷二十二・陳矯伝に、

初、矯爲郡功曹、使過泰山。泰山太守東郡薛悌異之、結爲親友。……悌後爲魏郡(太守)及尚書令、皆承代矯云。(以下、注引『世語』悌、字孝威。年二十一、以兖州從事爲泰山太守。初、太祖定冀州、以悌及東平王國爲左右長史、後至中領軍、並悉忠貞練事、爲世吏表。

とあるように、薛悌は若年にして郡太守に起用され、中領軍や尚書令などの清要官を歴任した士大夫である。

(三) 『魏志』胡質伝注引『虞預晋書』に、

周、字伯南、沛國竹邑人、位至光祿大夫。子陔、字元夏。陔及二弟韶・茂、皆總角見稱、並有器望。

とあるように、沛國の武氏は士大夫の名門である。

(三) 『吳志』卷三・孫皓伝注引『干宝晋紀』によれば、

吳丞相軍師張悌・護軍孫震・丹楊太守沈瑩帥衆三萬濟江、……與討吳護軍張翰・揚州刺史周浚成陳相對。

とあるように、平呉の役には「討吳護軍の張翰」という武将も從軍していたとされるが、征蜀護軍が討蜀護軍とも表記されていたことを参考にすれば、殄呉護軍と同一の官職である可能性が高い。ただし、本文で紹介した『晋書』王渾伝では、揚州刺史の周浚とともに呉の主力軍を破つたのは「司馬の孫疇」とする。かりに、『晋書』の記述に脱落もしくは省略があり、張翰という人物が実在し、平呉の役に参加していたとすれば、この時、殄呉護軍が二人いたことになる。殄呉護軍に複数の定員があつたのか。あるいは、討呉は名号ではなく、単に「呉を討つ」ために派遣された護軍という普通名詞にすぎず、殄呉護軍とは別の護軍をさしているのか。そもそも、『晋書』王渾伝と『干宝晋紀』、いずれかの記事内容に誤りがあるのか。様々な解釈が考えられるが、現存史料に拠るがぎり、これ以上の推測は不可能である。

(二) このほか、『魏志』郭淮伝に、

文帝即王位、賜爵關内侯、轉爲鎮西長史。又行征羌護軍、護左將軍張郃・冠軍將軍楊秋、討山賊鄭甘・盧水叛胡、皆破平之。

とあり、また、同上卷二十八・王凌伝注引『魏書』に、

(令狐)愚、字公治、本名凌。黃初中、爲和戎護軍。烏丸校尉田豫討胡有功、小違節度、愚以法繩之。

とあるように、「征羌護軍」や「和戎護軍」などの護軍も見える。前者は河西方面、後者は代北・幽州方面に派遣されているが、とくに後者は河北都督府に常設された護軍だったのかもしれない。

(二) のちに曹纂は、明帝が最初に輔政に指名した曹宇（曹操の子、元帝曹奐の父）の大將軍司馬に任ぜられるが、まもなく曹爽が輔政に起用され、曹宇が退けられると（二三九年）、曹宇の補佐役に予定されていた領軍將軍の夏侯獻、驍騎將軍の秦朗（本文を参照）、および兄で屯騎校尉の曹肇らとともに失脚したらしい（『魏志』卷十四・劉放伝注引『世語』）。なお、本文に紹介したように、樂進（？〜二八）は合肥の守将として活躍したが、同上卷十七・本伝に、

子綝嗣。綝果毅有父風、官至揚州刺史。諸葛誕反、掩襲殺綝。

とあるように、子の樂綝（？〜二五七）は、のちに揚州刺史に任ぜられている。

(三) 『魏志』卷二十八・毋丘儉伝に、

大將軍統中外軍討之（二二五年）。別使諸葛誕督豫州諸軍、從安風津擬壽春。征東將軍胡遵督青徐諸軍出于譙・宋之間、絕其歸路。

とあるように、この頃、胡遵は青徐二州都督に在任していたものと推測される。また、同上卷二十八・諸葛誕伝に、

出爲揚州刺史、加昭武將軍。王凌之陰謀也、太傅司馬宣王（司馬懿）潛軍東伐、以誕爲鎮東將軍、假節、都督揚州諸軍事、封山陽亭侯。諸葛恪與東關、遣誕督諸軍討之、與戰、不利。還、徙爲鎮南將軍。

とあるように、諸葛誕は揚州都督であった。

(三) 『魏志』卷二十七・王基伝に、

(文) 欽等已平、遷鎮南將軍、都督豫州諸軍事、領豫州刺史、進封安樂鄉

侯。……諸葛誕反、基以本官行鎮東將軍、都督揚豫諸軍事。

とあるように、諸葛誕の乱の際、鎮南將軍・都督豫州諸軍事の王基も、鎮東將軍・都督揚州諸軍事を兼任（以本官行事）している。他の都督を兼任するというのは理解できるが、なぜ、別の「四征將軍」も兼任しなければならないのか。「四征將軍」の性格については、なお検討の余地がある。

(三) 征討都督については、小尾前掲書を参照。